

2019「先生のがっこう」
不登校・登校拒否からの回復と成長
11月9日(土)14:00～
和泉ミセ1階中集会室
山口妙子さん(おおさか教育相談所)

泉北教育

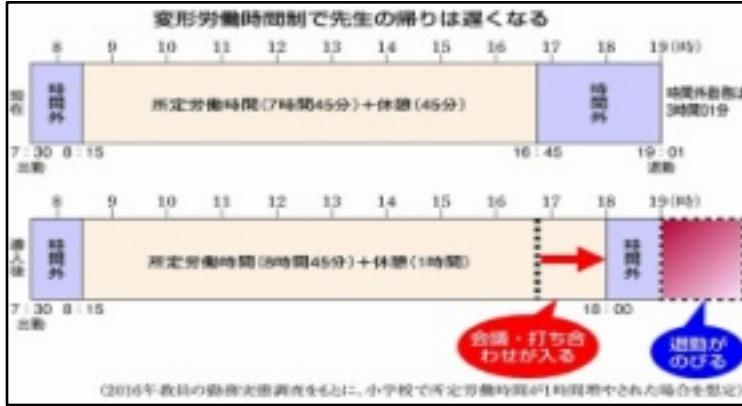
NO.2153 2019.10.28
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
TEL0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

「働き方改革」のためには先生を増やしてください 「教員の变形労働時間制」閣議決定

政府は18日「教員の变形労働時間制」の導入を盛り込んだ法改正案を閣議決定しました。

政府案の問題点

①学期中の労働時間がさらに長くなる
「1年単位の变形労働時間制」とは、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせ平均で1日当たり8時間に収



める制度です。しかし、学期中を「繁忙期」にするこの自体が、教員の働き方をさらにひどくします。例えば現在の退勤定時が午後5時なら、それが6時、7時になります。これまで午後5時終了をめどに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となり、教員はそれから授業準備などを行うことになりかねません。育児や介護との両立も困難になり、今でも少ない生活時間がさらに削られます。

②子どもと学校の実態にあわない
学校は、子どもの状況などで臨時的な対応が絶えず求められる職場です。しかし、この制度では、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1カ月も前に決め、途中での変更が許されません。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなります。

③このままでは、夏休みも休めない
また、今の学校は子ども

の夏休み中も連日のように業務があり、決して「閑散期」ではありません。教員がきちんと休めるようにするためには、行政研修、部活動の各種大会などの夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けることが必要ですが、これは現行制度の運用で可能です。例えば岐阜市は、行政研修の削減などで16日間の学校閉庁日を実施したことにより、休みがとれるようになりました。

大阪府は導入するな
「1年単位の变形労働時間制」については、多くの人が反対しています。例えば、全国の市区町村教育長の42・2%が導入に反対し、賛成は13・6%と少数です。(「日本教育新聞」調査) まずは、政府が提出



する法案に私たち教職員自身が反対の声をあげましょう。

仮に国会で多数を占める与党が法案を強行採決し法律が変更されても、導入には都道府県や政令市の条例改正が必要です。大阪府が条例を変えない決断を行うことを求めましょう。また、和泉・高石・忠岡の各市町教育委員会から大阪府教育庁に対し、「1年単位の变形労働時間制」導入反対の意見具申をするように求めています。

政府がなすべきは
今回、「1年単位の变形労働時間制」導入で改正される法律は、公立教員給与特別措置法(給特法)ですが、この法律こそ「残業代ゼロ」を定めた法律です。給特法は1971年、公立教員の給与を4%増額調整する一方、残業代を不支給とすること

を眼目に、自民党が当時の全野党の反対を押し切って強行した法律です。

残業代の支給は、労働基準法37条で定められた長時間労働を防ぐ重要な制度です。その制度を公立教員に限って適用除外としたことが、長時間労働の要因の一つとなったことは明らかです。4%増額の根拠は当時の平均残業時間(週1時間14分)でしたが、現在の残業時間はその十数倍に達するなど、法は現実と完全に乖離しています。

長時間労働解決のために、政府が最優先で取り組むべきことは、労働基準法37条の適用除外の規定や残業代不支給の規定を削除し、公立教員に残業代を支給する抜本的な法改正です。

同時に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務教育標準法)を改正し、「1学級の定員40名を他のOECD諸国並みの30名以下に引き下げる」と「授業数に比べあまりに少ない教員定数を増やすこと」こそが、教職員の長時間労働解消のために政府が真っ先にやるべきことです。

子どもと学校を追い詰める「新学習指導要領」は抜本的見直し。「チャレンジテスト」は廃止。